

埼玉県浄化槽法定検査受検推進協力店制度実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第7条及び第11条に規定する検査（以下「法定検査」という。）の受検率の向上に取り組んでいる浄化槽保守点検業者などを埼玉県浄化槽法定検査受検推進協力店として認定することにより、浄化槽保守点検業者などの法定検査に対する意識の向上を図り、適正管理の徹底を図るものである。

(対象者)

第2 認定の対象者は、埼玉県内において次の各号のいずれかに該当する業を1年以上営む者とする。

- (1) 埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年条例第44号）第2条第1項又は第3項の登録（保健所設置市が定める浄化槽保守点検業者の登録に係る条例に定める登録を含む。）を受けて浄化槽保守点検業を営む者（以下「保守点検業者」という。）
- (2) 浄化槽法第2条第9号に定める浄化槽清掃業者（以下「清掃業者」という。）
- (3) 浄化槽法第2条第7号に定める浄化槽工事業者（以下「工事業者」という。）

(認定)

第3 認定を受けようとする者は、様式1の申請書を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めたときは、申請者に様式2の埼玉県浄化槽法定検査受検推進協力店認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

3 前項の認定の有効期間は第2第1号に該当する者にあつては、浄化槽保守点検業の登録期間が満了する日までとし、それ以外の者にあつては、認定の日から5年間とする。

4 第1項から第3項までの規定は認定の更新について準用する。

(認定の基準)

第4 知事は、前項の申請があったときは、次の各号のいずれかに該当すると認められた業者でなければ認定してはならない。

- (1) 浄化槽管理者に対し、法定検査を受検するよう勧めていること又はそれを行う計画があること。
- (2) 浄化槽管理者に対し、法定検査についての説明を行っていること又はそれを行う計画があること。
- (3) 浄化槽管理者に対し、リーフレットを配付する等法定検査について周知をおこなっているか又はそれを行う計画があること。
- (4) 受検手続代行、又は指定採水員検査の実績があること又はそれを行う計画があること。
- (5) その他法定検査受検率の向上に必要な取組

(認定業者の責務)

第5 認定を受けた者は、第4各号に定める取組を行うほか、その営業所及びその使用する車両にステッカーを掲示するものとする。

2 営業所用及び車両用のステッカーは、県が提供する。

(変更)

第6 認定を受けた者は、第3の申請の内容に変更が生じた場合は、様式3の申請事項変更届を知事に提出するものとする。

2 知事は、変更によって認定証の内容に変更が生じたときは、届出者の求めに応じ、内容を変更した認定証を交付することができる。

(認定の取消し)

第7 知事は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は認定を取り消すことができる。

(1) 第2に定める認定の対象者でなくなったとき。

(2) 浄化槽法、埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例その他関係法令に違反し、かつ、それに係る処分を受けたとき。

(3) その他認定を受けた者としてふさわしくないと認められる行為があったとき。

2 認定を受けた者が前項により認定を取り消された時は、すみやかに交付を受けた認定証及びステッカー等を返納しなければならない。

(周知)

第8 知事は、協力店の認定状況について県ホームページに掲載するものとする。

(その他)

第9 知事は、認定に関し、必要な事項が生じたときは、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する

2 この要綱施行の際、旧要綱の申請を提出していた者については、この要綱の申請をしたものとみなす。この場合にあっては、認定の基準は従前のおりとする。

3 知事は、この要綱施行の際、認定証の交付を受けていた者が、この要綱改正に基づく新たな様式による認定証の交付を求めたときは、新たな様式の認定証を交付するものとする。この手続は、様式3の申請事項変更届を提出して行うものとする。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

年 月 日

埼玉県浄化槽法定検査受検推進協力店認定（更新）申請書

(宛先)

埼玉県知事

所 在 地
申請者 名 称
代 表 者
電話番号

埼玉県浄化槽法定検査受検推進協力店の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

業 種	(該当するものに○を付けてください。) ・ 浄化槽保守点検業 ・ 浄化槽清掃業 ・ 浄化槽工事業 (浄化槽法第 33 条第 2 項の適用を受けるみなし業を含む)
県内の主たる 営業所の所在地 及び電話番号	
保守点検業 登録有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
県内の営業所の数	
業務に使用する 車両の数	
法定検査の 受検促進のための 取組	<該当するものに○を付けてください。> ・ 浄化槽管理者に法定検査を受検するよう勧める。 ・ 浄化槽管理者に法定検査について説明する。 ・ 法定検査に関するリーフレット等を配付する。 ・ 受検手続代行又は指定採水員検査を行う。 ・ その他

備考 保守点検業登録有効期間は、保守点検業の登録を受けている者のみ記入すること。



様式 2

(番 号)

埼玉県浄化槽法定検査受検推進協力店

認 定 証

様

埼玉県浄化槽法定検査受検推進協力店として認定します。

有効期間

年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日

埼玉県知事

様式 3

年 月 日

埼玉県浄化槽法定検査受検推進協力店申請事項変更届

(宛先)

埼玉県知事

所在地
申請者 名称
代表者
電話番号

埼玉県浄化槽法定検査受検推進協力店認定の申請事項に変更があったので、次のとおり届け
出ます。

変更の 内 容	変更前	
	変更後	
変 更 年 月 日		年 月 日
認定証の変更の要否		要 ・ 否